

給料月額の経過措置等を受けている者の給料月額の改定について【修正提案】  
(平成 27 年度公民較差分)

1 経過措置の適用を受けている者の改定について

(1) 給与制度改革(平成 24 年 8 月 1 日)により、給料月額の経過措置を受けている者の給料月額については、経過措置の基礎としている給料の月額を各級の最大改定率に準じて改定することとする。(別表 1)

具体には、平成 24 年 7 月 31 日に受けていた給料の月額に以降の改定率を反映した額(円未満切り捨て)とする。

(2) 再任用職員の給料月額の見直し(平成 27 年 4 月 1 日)により、給料月額の経過措置を受けている者の給料月額については、経過措置の基礎としている給料の月額を各級の平均改定率に準じて改定することとする。(別表 2)

具体には、平成 27 年 3 月 31 日の再任用職員の給料月額に改定率を反映した額(円未満切り捨て)とする。

2 給料の特例措置(いわゆる現給保障)の適用を受けている者の改定について

大阪市職員転任選考等により、現給保障を受けている者の給料月額については、現給保障の給料の月額を平成 28 年 4 月 1 日現在の給料表・級・号給に応じた給料表改定率(平成 28 年 4 月 1 日に増設された号給の適用を受ける場合は、平成 28 年 3 月 31 日の最高号給の改定率)により改定することとする。(別表 3)

具体には、現給保障の給料の月額に改定率を乗じた額(円未満切り捨て)を反映した額とする。

3 特例減額後の給料月額及び諸手当の基礎となる給料月額について

1 及び 2 の改定によって、これらの者が受ける特例減額後の給料月額及び諸手当の基礎となる給料月額に対しても、改定が反映されることとなる。

4 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日